

『和漢三才図会』「葷草」類の配列
—『本草綱目』「葷菜」類との比較から—

楊 亜麗

The Arrangement of the Category of Kunsou in
Wakansansaizue:
Focusing on a Comparison with the Category of Kunsai in
Bencaogangmu

YANG Yali

摘要

《和漢三才図会》是编纂于日本江戸时代的一部百科事典。本文将《和漢三才図会》的分类与《本草綱目》进行比较，发现受到《本草綱目》的影响较大。本文聚焦于《和漢三才図会》的“葷草”类，将其与《本草綱目》的“葷菜”类进行比较，发现《和漢三才図会》只是将部类名称从“葷菜”改为了“葷草”类，收录的内容与《本草綱目》的“葷菜”类基本一致。《和漢三才図会》对项目的排列进行调整，并在此基础上进行了项目的增减。

はじめに

江戸時代の絵入り百科事典、正徳二年（一七一二）の「自序」を持つ寺島良安撰『和漢三才図会』一〇五卷八一冊は、明・王圻、王思義撰『三才図会』

の天地人の「三才」の分類に倣い、和漢の事物を収載して、全体を天部（巻一～六）・人部（巻七～五三）・地部（巻五四～一〇五）に三分類する。さらに「三才」の下位分類として、天文・人倫から禽獸・草木にいたる一〇五の部類に分け、掲出項目は五一八一項目におよぶ。各項目には、和名・同義語・類義語等の解説と図像・種類・製法・薬効等を記し、独自に日本の地理・歴史・産物等を増補している。

『和漢三才図会』の引用書目は、九〇〇種以上に及ぶ¹⁾。そのなかでも引用回数が最も多く、『和漢三才図会』に多大な影響を与えたのは、『本草綱目』である。『和漢三才図会』の分類について、杉本つとむ氏は次のように述べている。

もともと『和漢三才図会』の分類が独創かどうか。ほかに何かよった先行の参考文献が存在するかは、また吟味の対象である²⁾。

本稿は、『和漢三才図会』と『本草綱目』の部立を比較し、『和漢三才図会』の部立が多く『本草綱目』に拠ることを論証する。また、『本草綱目』 「葷菜」類が、『和漢三才図会』は「葷草」類に改めている点に着目し、『和漢三才図会』 「葷草」類が、『本草綱目』 「葷菜」類の項目を継承しつつも、日本の風土に合わせて項目を削除、増補、配列の順序を改変していることを確認する。これによって、『和漢三才図会』 「葷草」類と『本草綱目』 「葷菜」類の概念に、どのような違いがあるのか、また、『和漢三才図会』が『本草綱目』をどのように受容し、改変したのかを検討し、『和漢三才図会』の分類意識・配列意識を明らかにすることを目的とする。

一、『本草綱目』について

明・李時珍（一五一八～一五九三）は従来の本草書の不備を痛感し、嘉靖二十五年（一五四六）三十歳の時に『本草綱目』編纂を決意した。その編纂について、李時珍は『本草綱目』 「序例」で次のように述べている。

搜羅百氏、訪采四方、始於嘉靖壬子、終於万曆戊寅。稿、凡三易。

（百氏を搜羅し、四方を訪采し、嘉靖壬子に始まり、万曆戊寅に終ふ。稿、

凡そ三易。）

李時珍は『本草綱目』編纂を企図してから、その準備に五年を費やし、嘉靖三十一年（一五五二）三五歳の時から編纂を始め、二七年をかけて、万曆六年（一五七八）六一歳に至って、『本草綱目』を完成した。さらに、慎重を期するために、三度にわたって増補訂正を繰り返した。

『本草綱目』は書名に示したように、全体の項目を「綱」「目」で分類した。李時珍は、『本草綱目』「凡例」で次のように述べる。

今、通列一十六部為綱、六十類為目。

（今、通して一十六部を列ねて「綱」と為し、六十類を「目」と為す。）

ただし、『本草綱目』本文では、「綱」「目」の名称は使用せず、「部」「類」を用いている。これは従来の本草書とは異なる、李時珍独自の分類方である。また、この十六部六十類の配列について、「凡例」には次のように述べる。

今各列為部。首以水火、次之以土。水火為万物之先、土為万物母也。次之以金石、從土也。次之以草穀菜果木、從微至巨也。次之以服器、從草木也。次之以虫鱗介禽獸、終之以人從賤至貴也。

（今、各々列ねて「部」と為す。首は「水」「火」を以てし、之に次ぐに「土」を以てす。「水」「火」は万物の先為り、「土」は万物の母為ればなり。之に次ぐに「金」「石」を以てす、「土」に従へばなり。之に次ぐに「草」「穀」「菜」「果」「木」を以てす、微なる従り巨なるに至ればなり。之に次ぐに「服」「器」を以てす、「草」「木」に従へばなり。之に次ぐに「虫」「鱗」「介」「禽」「獸」を以てし、之を終ふるに「人」を以てす、賤しきより貴きに至るなり。）

これについては、すでに郭崇氏が木火土金水の五行説による分類であることを指摘されている。すなわち、『本草綱目』は「部」の配列として、まず万物の先である「水」「火」、万物の母である「土」、これに従う「金」「石」の鉱物を配する。次に「微」から「巨」の大きさによって、「草」「穀」「菜」「果」「木」の植物を配し、さらに貴賤に従って「虫」「鱗」「介」「禽」「獸」、最後に「人」を配したのである³⁾。

「部」の下位分類である「類」は、李時珍独自の分類意識による。例えば、「禽」部の下位に「水禽」「原禽」「林禽」「山禽」を配する。これは生態環境によって項目を分類したものである。また、「虫」部の下位には「卵生虫」「化生虫」「湿生虫」を配するが、これは繁殖のしかたによる分類である。

さらに、李時珍は、『本草綱目』の項目の構成として、各項目に次の九項の内容を記載する⁴⁾。

正名：正式の名称	修治：調製加工法
積名：別名・名称の由来	気味：性能・性質
集解：産地・形態・性状・採集方法等	主治：薬効
弁疑・正誤：先行文献の誤謬の修正	發明：薬理説の解釈
附方：民間に流布した処方	

『本草綱目』は、万暦二四年（一五九六）に南京で上梓された。その初印本は「金陵本」と呼ばれる。「金陵本」刊行後、『本草綱目』は広く流布し、「金陵本」以外に、次の三つの系統がある⁵⁾。

万暦三十一年（一六〇三）刊「江西本」
崇禎十三年（一六四〇）刊「武林錢衙本」
光緒十一年（一八八五）刊「味古齋本」

日本にも江戸初期に伝来し、和刻本が刊行された。従来、『本草綱目』の日本伝来は慶長十二年（一六〇七）とされていたが、真柳誠氏は、慶長九年（一六〇四）、林羅山が実見した四四〇余部の書目のなかに『本草綱目』の書名がみえることを指摘された⁶⁾。したがって、慶長九年（一六〇四）以前に、『本草綱目』はすでに日本に伝来していたことが確実である。

日中における『本草綱目』の刊行状況は、すでに郭崇氏によって整理されている⁷⁾。これを踏まえて、『和漢三才図会』成立以前の『本草綱目』刊行状況を示しておく。ここで郭崇氏がまとめたものに、陳存仁氏の研究によって承応二年と元禄十一年の和刻本を書き加えた⁸⁾。

明・万暦二四年（一五九六）『本草綱目』初印「金陵本（祖本）」27冊刊行。

明・万曆三十一年（一六〇三）『本草綱目』「江西本」（底本は「金陵本」）刊行。

慶長九年（一六〇四）林羅山『既見書目録』に『本草綱目』の記載あり。

寛永十四年（一六三七）最初の和刻本『本草綱目』（底本は「江西本」）36冊。

明・崇徳五年（一六四〇）『本草綱目』「武林銭衙本」（底本は「江西本」）20冊。

承応二年（一六五三）和刻本『本草綱目』（底本は「武林銭衙本」）20冊。

万治二年（一六五九）和刻本『本草綱目』38冊（底本は「武林銭衙本」）。

寛文十二年（一六七二）和刻本『本草綱目』28冊（底本は「武林銭衙本」）。

元禄十一年（一六九八）和刻本『本草綱目』10冊（底本不詳）。

このような経緯で、『本草綱目』は日本に伝来し、江戸時代の本草学の発展に大きな影響を及ぼしたのである。

二、『和漢三才図会』と『本草綱目』

『和漢三才図会』「凡例」には、寺島良安が『本草綱目』「集解」から「適要」のものをまとめて収録したことが次のように記されている。

本草綱目集解諸先生異論許多ナリ取其中適要者ヲ
散用^{アルイハ}二氏三氏之言ヲ混^{ソコヘク}為^レ一ト唯為^レ本綱曰^クト。（『本草綱目』の「集解」に、諸先生の異論許多なり。其中適要の者を取り、散いは二氏三氏の言を用いて混じて一と為し、唯「本綱に曰く」と為す。）

また、『本草綱目』は『和漢三才図会』に一五〇〇例以上引用されており、『和漢三才図会』引用書目のなかで引用回数の最も多い書物である。『本草綱目』の引用形式は、次の六種類である。

本綱 一四一一例 本草綱目 四二例 本草 三二例
 時珍 二五例 李時珍 一例 本草時珍 一例

表1は、『和漢三才図会』における『本草綱目』の引用回数を巻別に示したものである。

表1 『和漢三才図会』各巻の『本草綱目』の引用回数

部	天						人													
巻	1	2	3	4	5	6	7~9	10	11	12	13	14	15	16~20	21	22~24	25	26	27	28
頻度	2	0	11	2	0	0	0	1	0	13		1	6	0	1	0	3	4	0	2

部																					
巻	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
頻度	0	3	11	1	1	0	0	1	16	47	18	19	35	26	23	18	28	21	33	18	13

部	人					地														
巻	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62~80	81	82	83	84	85	86	87
頻度	5	30	46	42	21	0	0	8	8	19	13	71	1	2	43	51	48	20	12	52

部																		
巻	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105
頻度	27	17	9	10	71	47	121	49	64	47	13	29	12	14	40	32	13	25

表1から、次のことが確認される。

第一に、天部（巻一～巻六）には、『本草綱目』の引用回数は少ない。

第二に、人部（巻七～巻五三）では、巻七～巻三六は『本草綱目』の引用回数は少ない。しかし、巻三七から、『本草綱目』の引用が著しく増加する。

第三に、地部（巻五十四～巻百五）では、地理に関する巻六二～八〇には『本草綱目』の引用は一回である。それは『本草綱目』が本草書であり、地理に関することを収録しないためである。また、巻五五と巻五六にも『本草綱目』の引用はないが、その理由は未詳である。これらを除く地部では、『本草綱目』を数多く引用している。したがって、『和漢三才図会』は、地理に関する巻六二～八〇の十九巻を除く巻三七以降に『本草綱目』を大量に引用

している。

表2は、『和漢三才図会』と『本草綱目』の部立を対照したものである。

表2から、両書の部立を比較すると、地部の「地理」十九卷（卷六十二～八十）を除いて、卷三七～一〇五の部立はかなり一致することが看取されよう。

第一に、『本草綱目』は十六部六〇類で構成され、その部立構成は整然としている。しかし、『和漢三才図会』は「部」と「類」の階層概念がはっきりしない。

第二に、『和漢三才図会』には、『本草綱目』「人」部に対応する部立は存在しない。

第三に、『和漢三才図会』には、『本草綱目』「服器」部と類似する部立はあるが、名称は一致しない。

第四に、『和漢三才図会』卷三七～卷一〇五の部立の名称は、『本草綱目』の部立とほぼ一致し、三五の部立は完全に一致する。表2によって、『和漢三才図会』卷三七～卷一〇五の分類は、『本草綱目』に依拠することが確認されよう。

完全に一致する三五の部立以外に、その対応形式は、次の四種類に分けられる。

(1) 『和漢三才図会』が『本草綱目』の部立を合併する。

『和漢三才図会』45 龍蛇類 → 『本草綱目』45 龍類、46 蛇類

『和漢三才図会』60 玉石類 → 『本草綱目』6 玉類、7 石類

『和漢三才図会』85 寓木類^{附り苞木} → 『本草綱目』37 寓木類、38 苞木類

『和漢三才図会』57 水類 → 『本草綱目』1 天水、2 地水

(2) 『和漢三才図会』が『本草綱目』の部立を細分化する。

『和漢三才図会』48 有鱗魚^{河湖}、49 有鱗魚^{江海} → 『本草綱目』47 魚類

『和漢三才図会』50 無鱗魚^{河湖}、51 無鱗魚^{江海} → 『本草綱目』48 無鱗魚

(3) 『和漢三才図会』が『本草綱目』の部立の名称を改変する。

『和漢三才図会』46 介甲^{龜蟹} → 『本草綱目』49 龜蟹

表 2 『和漢三才図会』 と 『本草綱目』 の部立の対照表

『和漢三才図会』		本草綱目		
天	1 天文、2 二十八宿、3 天象、4 時候、 5 曆占、6 曆日吉凶	×		
人	人倫	7 人倫、8 親屬、	×	
	9 官位、10 人倫之用、11 經絡、12 支體、 13 異国人物、14 外夷人物、15 芸財、 16 芸能、17 嬉戯類、18 樂器、19 神祭 佛具、			
	兵器	20 兵器 ^{防備} 、21 兵器 ^{征伐}		
	22 刑罰具、23 魚獵具、24 百工具、 25 容飾具、26 服玩具			
	絹布衣 服類	×	服器部	40 服帛類 ×
×			41 器物類 ×	
31 庖厨具、32 家飾具、33 車駕具、 34 船橋類、35 農具、36 女工具				
37 畜類 38 獸類 39 鼠類 40 寓類 ×		獸部	55 畜類 56 獸類 57 鼠類 58 寓類 59 怪類	
禽類	41 水禽 42 原禽 43 林禽 44 山禽	禽部	51 水禽 52 原禽 53 林禽 54 山禽	
龍蛇部	45 龍蛇類	鱗部	45 龍類、46 蛇類	
介甲部	46 介甲 ^{龜蟹} 47 介甲 ^{蚌蛤}	介部	49 龜蟹 50 蚌蛤	
魚部	48 有鱗魚 ^{河湖} 、49 有鱗魚 ^{江海} 50 無鱗魚 ^{河湖} 、51 無鱗魚 ^{江海}	鱗部	47 魚類 48 無鱗魚	
虫部	52 卵生虫 53 化生虫 54 湿生虫	虫部	42 卵生虫 43 化生虫 44 湿生虫	
地	55 土地類 56 山類 57 水類	土部	4 土類 ×	
		水部	1 天水、2 地水	

地	58 火類		火部	3 火類
	金石部	59 金類 60 玉石類 61 雜石類 ×	金石部	5 金類 6 玉類、7 石類 × 8 鹵類
	62～80 中華、日本地理		×	
	81 家宅類		×	
	木部	82 香木類 83 喬木類 84 灌木類 85 寓木類 ^{附リ 苞木} ×	木部	34 香木類 35 喬木類 36 灌木類 37 寓木類、38 苞木類 39 雜木類
	果部	86 五果類 87 山果類 88 夷果類 89 味果類 90 蕨果類 91 水果類	果部	28 五果類 29 山果類 30 夷果類 31 味果類 32 蕨果類 33 水果類
	草類	92 山草類 ^{藥品} 93 芳草類 94 ^{本末} 湿草類 95 毒草類 96 蔓草類 97 水草類 98 石草類 99 葷草類 × × ×	草部	9 山草類 10 芳草類 11 湿草類 12 毒草類 13 蔓草類 14 水草類 15 石草類 × 16 苔草類 17 雜草類 18 有名未実
	100 蕨菜類 101 芝栴類 102 柔滑類 ×	×	菜部	25 蕨菜類 26 芝栴類 27 柔滑類 23 葷菜類 24 水菜類
	穀菽類	103 穀類 × ×	穀部	× 19 麻麦稻類 20 稷粟類 21 菽豆類 22 造釀類
	104 菽豆類			
	105 造釀		人部	60 人類
	×			

『和漢三才図会』 47 介甲^{龜蛤} → 『本草綱目』 50 蚌蛤

(4) 『和漢三才図会』 が 『本草綱目』 の部立を削除・増補する。

『和漢三才図会』 は新たに「山」類・「葷草」類・「雑石」類・「穀」類を立て、「怪」類・「鹵」類・「雑木」類・「苔草」類・「雑草」類・「有名未実」・「葷菜」類・「水菜」類・「麻麦稻類」・「稷粟」類を削除した。

第五に、『和漢三才図会』には「部」と「類」が混在する。そのため、両書の「部」と「類」は対応しにくい。さらに、『和漢三才図会』は、『本草綱目』の「部」の名称と範疇を改変している。

まず、『本草綱目』では、「龍」類と「蛇」類は「鱗」部に属する。しかし、『和漢三才図会』では、「龍」類と「蛇」類を合併して「龍蛇」類とする。さらに、「龍蛇」類を「鱗」部から独立させて、新たに「龍蛇」部を立てる。

また、『本草綱目』では、「魚」類・「無鱗魚」は、「龍」類・「蛇」類と同じく「鱗」部に属する。これに対して、『和漢三才図会』では「魚」部を立て、「魚」類を「有鱗魚^{河湖}」「有鱗魚^{江海}」とし、「無鱗魚」を「無鱗魚^{河湖}」「無鱗魚^{江海}」として細分化する。これによって、『和漢三才図会』では、『本草綱目』にあった「鱗」部は消え、その代わりに「龍蛇」部と「魚」部が新たに立てられている。

次に、『本草綱目』では「龜蟹」と「蚌蛤」は「介」部に属する。しかし、『和漢三才図会』は、新たに「介甲」部を立て、そのなかを「介甲^{龜蟹}」と「介甲^{龜蛤}」に細分化する。

また、『本草綱目』 「穀」部には「麻麦稻」類・「稷粟」類・「菽豆」類・「造釀」類がある。これに対して、『和漢三才図会』は、「麻麦稻類」と「稷粟」類を踏襲せず、新たに「穀」類を立てた。また、「穀」類と「菽豆」類の上位階層として新しく「穀菽」類を立てた。こうして、『和漢三才図会』は、「穀」部を廃して「穀菽」類を創出し、別に「造釀」を立てている。

第六に、『和漢三才図会』の部立は『本草綱目』の影響が強いが、その配列順番は『本草綱目』とは異なる。『本草綱目』は「凡例」に述べたとおりに、「水」「火」「土」「金」「石」「草」「穀」「菜」「果」「木」「虫」「鱗」「介」「禽

「獸」、そして「人」の順序で配列される。しかし、『和漢三才図会』の配列はこれとは異なる。

以上のことから、『和漢三才図会』の部立は『本草綱目』に依拠しつつも、かなりの改変を行ったことが確認されよう。

ただし、次の三点には、いまだ検討の余地を残す。

第一に、削除した部立と増補した部立の間に、どのような関連性があるのか。

第二に、一致する部立の項目の配列は、どうなっているのか。

第三に、全体の配列の基準は、何に拠ったのか。

三、『和漢三才図会』「葷草」類と『本草綱目』「葷菜」類

そこで、『和漢三才図会』が削除した『本草綱目』「葷菜」類と、『和漢三才図会』が新たに増補した「葷草」類に着目し、両者の関係に検討を加える。

表3は、『本草綱目』「葷菜」類と『和漢三才図会』「葷草」類との項目を対照して示したものである。配列は『本草綱目』「葷菜」類を基準とし、『和漢三才図会』「葷草」類の項目を並べ替えた。『本草綱目』の（ ）内の項目は、（ ）の直前の項目に含まれていること、或いは名称は異なるが同じ項目であることを示す。

表3から、次のことが確認される。

第一に、『和漢三才図会』「葷草」類の三八項目のうち、三一項目は『本草綱目』「葷菜」類の項目に確認される。『和漢三才図会』「葷草」類の項目は、『本草綱目』「葷菜」類を下敷きとしており、その影響は非常に大きいと言えよう。

しかし、寺島良安は、『本草綱目』「葷菜」類を、『和漢三才図会』「葷草」類に改変した理由には言及しない。ただし、『和漢三才図会』「葷草」類の冒頭で、「五辛」について、『梵網経』『楞嚴経』を引用して、次のように説明している。

『梵網経』云、大-蒜・茗-葱・韭-葱・蘭-葱・興-渠、是'五種

表3 『本草綱目』 「葷菜」 と 『和漢三才図会』 「葷草」 の項目

『本草綱目』 「葷菜」 類	『和漢三才図会』 「葷草」 類
①韭	①韭
②山韭 (水韭)	②山韭、③水韭
③葱	⑨葱
④蒼葱	×
⑤胡葱	⑩胡葱
×	⑪分葱
⑥薤 (水晶葱)	④薤、⑤水晶葱
⑦蒜	⑥蒜
⑧山蒜	⑧寇
⑨葫	⑦大蒜
⑩五辛菜	×
⑪蕒苔、⑫菘	⑫蕒苔、⑬菘
⑬芥、⑭白芥	⑭芥菜、⑮白芥子
⑮蕪菁	⑯蕪菁
×	⑰菘
⑯菜菔 (蘿蔔)	⑱蘿蔔
⑰生薑、⑱干薑、⑲茺蒿、⑳邪蒿、 ㉑胡葵	⑳生薑、㉑干薑、㉒茺蒿、㉓邪蒿、 ㉔胡葵
㉒胡蘿蔔	⑲胡蘿蔔
㉓水蘄 (芹菜)、㉔葦 (早芹)、 ㉕紫葦 (赤芹)、㉖馬薺	㉕芹菜、㉖早芹、 ㉗赤芹、㉘馬薺、 ㉙野蜀葵
×	⑳阿之太婆
×	
㉗茴香、㉘蒔蘿	㉑茴香 ㉒蒔蘿
×	㉓伊乃牟止
㉙羅勒、㉚白花菜、㉛焯菜	㉔羅勒、㉕白花菜、㉖焯菜
㉜草豉	×
×	㉗煙草
×	㉘山葵

一 - 切食 - 中ニ不_レ得_レ食_フヲ。若_シ故_{コト}食_フ者_ハ犯_スカ輕_ク - 垢_ク - 罪_ヲ。

『楞嚴經』ニ云ク、食_フ辛_ク人_ハ縱_ニ宣_ス - 說_ストモ十二_ノ部_ノ - 經_ヲ、十方_ノ
天_ノ - 仙_ニ嫌_テニ其臭_ク - 穢_ク咸_ク皆_ク遠_ク - 離_ス、(中略)凡_ソ出_ル貴_ク - 人_ノ面前_ニ

者ハ、毎ニ宜シ忌ム茹_レフ_レ韭蒜等ノ之臭穢ノ物ヲ、乃イ是レ礼也。事_ニ神佛_ニ者殊ニ可_レ戒ム。

（『梵網經』に云ふ、大蒜・茗葱・韭・葱・蘭葱・興渠、是の五種一切食中に食ふことを得ず。もし故^{ことさら}に食ふ者は軽垢罪を犯すか。

『楞嚴經』に云く、辛を食ふ人は縦ひ十二部經を宣説すれども、十方の天仙は其の臭き穢れを嫌ひて咸皆遠離す。（中略）凡そ貴人の面前に出づる者、毎に宜しく韭蒜等の之臭穢の物を茹_レふことを忌むべし。乃ち是れ礼なり。神佛に事へる者殊に戒むべし。）

これによれば、仏教では大蒜等のものを食べると、不浄の罪を犯す。また、貴人の前に出る人はこれらの臭穢のものを食べてはいけない。特に、神仏に仕える人はこれらのものを慎むべきである。

寺島良安は、仏教經典『梵網經』『楞嚴經』に依拠して、『本草綱目』『葷菜』類に食べてはいけない項目を収録したため、『和漢三才図会』では「葷草」類に変えたのであろうか。

第二に、『和漢三才図会』「葷草」類は、『本草綱目』「葷菜」類のうち、三項目を削除し、新たに七項目を増補している。

第三に、『和漢三才図会』「葷草」類は、『本草綱目』「葷菜」類の項目の配列に依拠しつつも、独自の分類を内在させる。

第四に、『和漢三才図会』「葷草」類④～⑪は、『本草綱目』「葷菜」類の項目配列とは大きく異なる。

第五に、「葷草」類⑱「羅蔔」・⑲「胡羅蔔」の二項目の配置は、『本草綱目』と異なる。

第六に、④～⑪、⑱、⑲以外に、『和漢三才図会』「葷草」類の配列は、『本草綱目』「葷菜」と一致する。

なぜ、『和漢三才図会』は、このように配列順を変えたのであろうか。

まず、①～⑨の項目について、『本草綱目』の項目の配列順は、次のようになっている。

①「韭」・②「山韭（水韭）」・③「葱」・④「茗葱」・⑤「胡葱」・⑥「薤

(水晶葱)・⑦「蒜」・⑧「山蒜」・⑨「葫」

⑥「薤(水晶葱)」の異名は「火葱」、その中に「水晶葱」を含む。

⑨「葫」の異名は「大蒜」、これは項目の名称「韭」「葱」「蒜」によって三分類したものとみてよい。

「韭」(①韭、②山韭(水韭))

「葱」(③葱、④茗葱、⑤胡葱、⑥薤(水晶葱))

「蒜」(⑦蒜、⑧山蒜、⑨葫)

これに対して、『和漢三才図会』は、『本草綱目』の①～⑨の項目に対応する項目の順番は次のようになっている。

①「韭」・②「山韭」・③「水韭」・④「薤」・⑤「水晶葱」・⑥「蒜」・⑦

「大蒜」・⑧「寇」・⑨「葱」・⑩「胡葱」・⑪「分葱」

『和漢三才図会』の項目も、『本草綱目』と同じく「韭」から始まる。しかし、④「薤」から後の項目の配列は『本草綱目』とは異なる。

④「薤」には、次の一文が掲げられている。

『本綱』薤^レ即^テ韭^ノ類也。(『本綱』薤は即ち韭の類なり)

また、按文には次のように述べている。

△按韭薤一類、大一小^ノ二種^{アル}耳。(按ずるに、韭、薤は一類、大小の二種あるのみ。)

⑤「水晶葱」の本文にも次のように述べている。

『本綱』水晶葱^ハ葱^ノ葉、蒜^ノ根^{ニテ}、與^レ薤相似^テ不^レ臭^{クサカラ}、亦其類也。

(『本綱』水晶葱は葱の葉、蒜の根にて、薤と相似て臭からず、亦た其の類なり。)

すなわち、『和漢三才図会』は、「韭」「薤」「水晶葱」を同類とみなして、④「薤」・③「水韭」・⑤「水晶葱」の順に配列したのである。

⑤「水晶葱」の次は、『本草綱目』と同じく「蒜」のグループである。『本草綱目』「蒜」のグループは、⑦「蒜(小蒜)」・⑧「山蒜」・⑨「葫(大蒜)」の順に配列される。しかし、『和漢三才図会』の「蒜」のグループでは、⑥「蒜(小蒜)」・⑦「大蒜」・⑧「寇(山蒜)」の順に配列する。

『和漢三才図会』⑥「蒜（小蒜）」本文には、次のようにある。

『本綱』家蒜^ニ有^二種^一、根茎俱^ニ小^ニ而瓣少、辣甚者^ハ此小蒜也。

根茎俱^ニ大^ニ而瓣多、辛^ク而帶^レ甘^ク者^ハ大蒜也。中国^ニ初^ニ惟有^二小蒜^一、漢^ノ張騫、使^二西域^一始^テ得^二大蒜^ノ種^一歸^ル。（『本綱』家蒜に二種有り、根茎俱に小にして瓣少く、辣甚しき者は此れ小蒜なり。

根茎俱に大にして瓣多く、辛くして甘みを帯ぶる者は大蒜なり。中国には初めは惟小蒜のみ有り、漢の張騫、西域に使い始めて大蒜の種を得て帰る。）

また、⑧「寇（山蒜）」には、「俗云、野蒜」とある。すなわち、『和漢三才図会』は「家蒜」「野蒜」という順序で「蒜」グループを配列している。

『和漢三才図会』では「蒜」グループの次に、「葱」グループを配する。一方、『本草綱目』の「葱」グループは、③「葱」・④「茗葱」・⑤「胡葱」・⑥「薤（水晶葱）」の順になっている。『和漢三才図会』は、⑥「薤（水晶葱）」は「韭」のグループに配され、④「茗葱（山葱）」を「葷草」類から削除して、「山草」類に入れる。『和漢三才図会』の「葱」のグループングは、⑪「分葱」を増補し、⑨「葱」・⑩「胡葱」・⑪「分葱」の順に配列する。

⑪「分葱」を増補した理由について、「按文」に次のように述べている。

△按分葱根葉似^テ胡葱^ニ而略肥大、如^レ筋、但根^ニ白^ク無^キ赤^キ皮^一以為^レ異^ト。二^三月分^ク取^リ根^ヲ、生^ニテ和^レ膾^ニ和^テ酢味^一醬^ニ食^フモ、亦同^シ胡葱^ニ。而夏^ニ月硬^ク不^レ可^ラ食^ハル、採^ニ取^リ根^ヲ、八^ニ月栽^レ之^ヲ、法如^シ胡葱^一、蓋分葱胡葱並根葱之種類也。（△按ずるに、分葱の根葉は胡葱に似て略肥大で、筋の如し。但し根白く赤き皮無きを以て異と為す。二三月に根を分け取り、生にて膾に和へ、酢味醬に和へて食ふも、亦た胡葱と同じ。而して夏月は硬くして食ふべからず。根を採り収めて八月に之を栽う。法胡葱の如し。蓋し分葱、胡葱並に根葱の種類なり。）

つまり、⑪「分葱」は⑩「胡葱」に類似して同種異類のため、寺島良安はこれを増補したのである。

したがって、『和漢三才図会』①～⑪の項目は、『本草綱目』の名称と配列とは異なり、『本草綱目』の本文を深く理解した上で、項目の種類と形状の類似性によって並べ換えていることが確認されよう。

このほか、『本草綱目』の配列では、⑩「菜菔（蘿蔔）」、⑫「胡蘿蔔」という二項目の位置は離れているが、『和漢三才図会』では「胡蘿蔔」の位置を変えて⑩「蘿蔔」・⑪「胡蘿蔔」とする。

その理由について、『和漢三才図会』⑪「胡蘿蔔」の本文に次のように述べる。

其氣 - 味微似_{タル}蘿蔔_ニ故_ニ名_ク（その気味微に蘿蔔に似たる故に名づく）

すなわち、『和漢三才図会』は項目の類似性によって配列を整えているのである。

また、前述の⑪「分葱」以外に、『和漢三才図会』は、⑬「蒼」・⑭「野蜀葵」・⑮「阿之太婆」・⑯「伊乃牟止」・⑰「煙草」・⑱「山葵」の六項目をも増補している。

⑬「蒼」は、⑩「燕菁」の次に増補配置する。⑬「蒼」の本文には次のように述べる。

農政全書出_ス水燕菁_ヲ。（『農政全書』に水燕菁を出だす。）

ここでは、明・万暦年間（一五七三～一六二〇）に徐光啓撰『農政全書』を引用し、⑬「蒼」の異名として「水燕菁」をあげる。このために、⑬「蒼」を⑩「燕菁」の次に増補したのである。

さらに、⑭「野蜀葵」・⑮「阿之太婆」は、⑰「芹菜」・⑱「旱芹」・⑲「赤芹」・⑳「馬蕪」に次いで、増補配列される。

⑰「芹菜」・⑱「旱芹」・⑲「赤芹」・⑳「馬蕪」までは、『本草綱目』の順序どおりである。㉑「馬蕪」には「胡芹」という異名があり、本文には次のよう述べている。

馬蕪與_レ芹同類_ニ而異_ニ種_。（馬蕪は芹と同類にして異種。）

つまり、㉑「芹菜」、㉒「旱芹」、㉓「赤芹」、㉔「馬蕪」は「芹」のグルー

プとみてよい。増補した②⑨「野蜀葵」には、俗名として「俗云、三葉芹」と述べている。また、③⑩「阿之太婆」の本文にも、次のように述べている。

△按此草出_二於八丈島_一、苗尺許、莖葉略似_二三葉芹_一而三_一樞三葉。

（△按ずるに、此の草八丈島より出づ。苗は尺許り、莖葉略三葉芹に似て三樞三葉。）

これによれば、②⑨「野蜀葵」は「芹」の同種で、③⑩「阿之太婆」も②⑨「野蜀葵」に似ているため、両者を「芹」のグループに増補したのである。

また、③③「伊乃牟止」を③①「茴香」、③②「蒔羅」の次に増補している。『和漢三才図会』では、③②「蒔羅」の異名は「小茴香」であり、③①「茴香」、③②「蒔羅」は同じ「茴香」グループと見てよい。また、③③「伊乃牟止」の本文には次の一文が掲げられている。

△按以_一乃牟止_一即_チ小茴香_ノ之属。其苗、葉、花、実皆似_二茴香_一而小_シ。

（△按ずるに、以乃牟止は即ち小茴香の属なり。其の苗、葉、花、実は皆茴香に似て小さし。

すなわち、③③「伊乃牟止」は「小茴香」と同種で、「茴香」に類似するため、「茴香」グループに入れられたのである。

最後に、③⑦「煙草」と③⑧「山葵」を一番後ろに増補している。「山葵」は同時代の『本朝食鑑』では「菜」部「葷辛」類に入れている。良安も『本朝食鑑』の分類を踏襲したと考えられる。また、「煙草」は海外から伝来したもので、従来の本草書には収録されていなかった。同時代の本草書では、『大和本草』は「民用」類に「煙花^{タバコ}」として配置し、『本朝食鑑』は「味果」類に「煙草」と配置する。良安はこれを独自に「葷草」類に入れている。この二つの項目の由来と配列について、本文に関する詳しい考察は必要であるが、別稿に譲りたい。

むすび

寺島良安は『和漢三才図会』撰述に際して、『本草綱目』の分類に依拠したところが多い。しかし、『和漢三才図会』は『本草綱目』の整然とした「部」と「類」の構造及びその配列順を継承していなく、かなりの改変を行った。

『本草綱目』「葷菜」類が、『和漢三才図会』は「葷草」類に改めている。『和漢三才図会』「葷草」類は、『本草綱目』「葷菜」類の項目を継承しつつ、種類、形状及び気味の類似性等によって項目の配列を改めていた。その上に、類似性によって日本のものを増補していたのである。

注

- 1) 拙稿「『和漢三才図会』の引用書目」（『外国語学会誌』第四十八号、二〇一九年三月刊行予定）。
- 2) 杉本つとむ『杉本つとむ著作選集7 辞書・事典の研究Ⅱ』（八坂書房 一九九九年三月）。
- 3) 郭崇「『大和本草』「穀」類に内在する下位分類—『本草綱目』との比較から—」（『水門一言葉と歴史—』第28号、勉誠出版、二〇一八年四月）。
- 4) 杉本つとむ『日本本草学の世界』（八坂書房、二〇一一年九月）。
杉本氏は八項とされたが、『本草綱目』の本文によって「正名」を加え、「正誤」に「弁疑」を補って「弁疑、正誤」とした。
- 5) 馬継興、胡乃長「『本草綱目』版本的考察」（『李時珍研究集成』、中国古籍出版社、二〇〇三年八月）。
- 6) 真柳誠「『本草綱目』の日本渡来記録と金陵本の所在」（『漢方の臨床』第四五巻第十一号、東亜医学協会、一九九八年九月）。
- 7) 注3) の前掲論文。
- 8) 陳存仁「李時珍先生の『本草綱目』伝入日本以後」（『李時珍研究集成』、中国古籍出版社、二〇〇三年八月）。